社会福祉法人ひまわりの会 ひまわり教室重要事項説明書

(平成27年度4月改訂版)

当事業所では、多機能型事業所として指定放課後等デイサービス事業を提供しま す。 当サービスの利用は、原則として障害児通所給付費の通所給付決定を受けた 方が対象となります。

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対し て、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、 契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

◇◆目次◆◇

1.	サービスを提供する事業者1
2.	利用事業所1
3.	サービスに係る設備等の概要1
4.	従業者の配置状況2
5.	当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減3
6.	利用者が入院等された場合の対応について7
7.	非常時の対応7
8.	利用者の記録や情報の管理、開示について7
9.	人権擁護及び虐待防止のための措置8
10). なんでも相談の受付について8
11	. 人権擁護及び虐待防止のための措置9
12	。 重要事項の説明確認10

社会福祉法人 ひまわりの会 ひまわり教室

(事業所番号:3350200352)

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 ひまわりの会
所在地	岡山県倉敷市福田町福田2122-1
電話番号	086-455-8585
代表者氏名	理事長 山室 義信
法人の設立年月	昭和55年11月11日
e — m a i l	hmwr@po.harenet.ne.jp
URL	http://www.3flower.jp/

2. 利用事業所

事業所の種類	平成24年11月1日指定 (平成24年10月15日付 岡山県指令第障138号)		
事業所の名称	障がい福祉サービス事業所 ひまわり教室(多機能型)		
事業の目的	利用時及び利用者の立場に立った適切な指定放課後等ディサービスの提供		
主たる対象児	特になし		
施設の所在地と 連絡先	〒712-8041		
管理者	加登 修一		
児童発達支援管理責任者	加登 修一		
事業所の運営方針	発達に遅れのある学童が日常生活における基本的動作の 習得、及び集団生活に適応する事ができるよう、身体や発 達の状況に応じて立案した通所支援計画に基づいて、適 切かつ効果的な個別、集団療育を行う。		
事業所の開設年月	平成24年11月1日		
定 員	10名		

3. サービスに係る設備等の概要

(1)施設設備の概要

施設設備の種類	室 数
洗面所	1ヶ所
便所	1ヶ所

療育·活動室	4ヶ所
面談室	1ヶ所
事務室	1ヶ所
消火その他災害対応	自動火災通報装置・煙探知機・消火器・誘導灯

* 当事業所では上記の施設・設備をご利用いただくことができます。これらは、厚生労働省が定める基準により、指定放課後等デイサービス提供に設置が義務づけられている施設・設備です。これらの利用については、利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

(2)施設・設備ご利用上の注意事項

当事業所内の設備、器具は本来の用途、使用方法に従ってご利用ください。用途や使用方法に反したご利用により破損、故障等が生じた場合、賠償していただきます。

4. 従業者の配置状況

従業者の配置については、厚生労働省の定める指定基準を遵守しています。 当事業所では、利用児に対して指定放課後等デイサービスを提供する者として、下記 の職種の従業者を配置しています。

〈主な従業者の配置状況〉

職種	常勤換算	常勤	非常勤	指定基準
1. 管理者	1名	1名		1名
2. 児童発達支援管理責任者	1名	1名		1名
3. 保育士	1名	1名	0名	2 4
4. 指導員	2名	1名	3 名	3 名

常勤換算とは:

従業者それぞれの週あたりの勤務時間数の総数を当事業所における常勤従業者の所定勤務時間数(週 40 時間)で除した数です。ひまわり教室は火曜日 4 時間、土曜日 6 時間が営業時間です。この時間中に3名の保育士・指導員が療育・支援にあたります。

〈主な職務内容〉

職務名	内容	
1、個別療育支援	利用児の発達状況に合わせた教材を用い、個別の発達を促す支援	
2、集団療育支援	利用児の発達状況に合わせ、小集団での活動の場からスモールステップにて、対人関係の習得を促す。	
3、日常生活支援	あいさつ、清潔、排泄等の日常生活スキルの支援	

	一部の利用希望者に対して、安全に、利用者宅等への送迎を行
4、送迎	う.

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

- ①障害児通所給付費から給付されるサービス
- ②利用料金の全額をご利用者に負担いただくサービス[①以外のサービス]

(1) 当事業所が提供するサービス

当事業所では、下記のサービス内容から「放課後等デイサービス計画」を定めて、サービスを提供します。この「放課後等デイサービス計画」は、利用時の発達を支援し、さまざまな課題の解決を目的として当事業所の児童発達支援管理責任者が作成し、サービス担当者会議で確認された後、利用者の同意をいただくものです。

なお、「放課後等デイサービス計画」の写しは、利用者に交付いたします。

●ひまわり教室におけるサービス提供の内容

i 日常生活における基本動作の訓練

適切な技術をもって、利用児の心身の状況に応じて発達支援、日常生活の充実のための支援等を提供します。

…着替え、整容等その他日常生活上必要な支援を適切に行います。

i 個別指導

身体の状況や発達に応じて個別の放課後等デイサービス計画を作成し、それに基づいた療育を実施します。

ii 集団指導

小集団の利点を生かし、リクレーション活動や日々の集団活動を通じて社会性及び協調性が身につくよう支援します。

iii 健康管理

常に利用者の健康状況に注意し、緊急時を含め、医療が必要となる場合は、医療機関もしくは、救急医療機関に通院支援します。また、利用者からの申し出があった場合、 医療機関の指定に沿った服薬の管理及び介助をします。

- * 利用児が、専門医師等の診断・治療を要することになった場合には、下記の協力 医療機関において受診・治療をうけることができます。(診察費ならびに送迎に係る費用を、一部ご負担いただく場合がございます。)
- *利用児の病状急変等の緊急時は、速やかに医療機関への連絡等を行います。

協力指定医院

医療機関の名称	みずしま診療所
医院長氏名	吉井 健司
所 在 地	倉敷市水島南春日町1-2

電話番号	086-444-1222
診 療 科	小児科・内科・外科・整形外科・泌尿器科・眼
	科·耳鼻咽喉科·放射線科·皮膚科·循環器科·
	呼吸器科・神経内科・リウマチ科・リハビリテー
	ション科・産婦人科
入院 設 備	あり

v 相談及び援助

当事業所では、常に利用児の心身の状況や、生活環境等の的確な把握に努めます。また、利用児や利用者に対し、適切な相談対応、助言、援助等を行い、常に連携をはかります。

vi 送迎

ご希望により往復30分の範囲内で送迎をします。但し、送迎職員や送迎車両の確保が困難な場合はお断りする事があります。平日の送迎実施はありません。

(2)通所利用者負担額

(1)のサービスについては、サービス利用料金全体のうち9割が障害児通所給付費 の給付対象となります。事業者が障害児通所給付費の給付を市町村から直接受け 取る(代理受領する)場合、利用者は、利用者負担分として、サービス利用料金全体 の1割の額を事業者にお支払いいただきます(定率負担)。

なお、障害児通所給付費が給付されるサービスの場合でも、代理受領を行わない場合(償還払いの場合も含む)については、一旦全額を事業者にお支払い頂きます。

※償還払いとは、一旦、利用者がサービス利用料金全額を事業者に支払い、 後に、支払額のうち9割が市町村から返還されるものです。

下記の料金表によって、サービス利用料金から、障害児通所給付費の給付額(全体額の9割)を除いた金額(全体額の1割=通所利用者負担額)を、利用者にお支払いいただきます。(別途、個別減免等の負担軽減措置がございます。)

【放課後等デイサービス:火曜日】

1. 利用されるサービスと料金 ※発達支援管理責任者専任加算(2050円)含む	6,870 円
2. 福祉専門職員配置加算(I)に係る自己負担額 (定額負担)	100円
3. 指導員加配体制加算	1,930 円
4. 障害児通所給付費が給付される金額	8,010 円
5. サービス利用に係る自己負担額(定率負担)	890円

【放課後等デイサービス: 土曜日】

3. 利用されるサービスと料金 ※発達支援管理責任者専任加算(2050円)含む	8,270 円
4. 福祉専門職員配置加算(I)に係る自己負担額 (定額負担)	100円
3. 指導員加配体制加算	1,930円
4. 障害児通所給付費が給付される金額	9,270 円
5. サービス利用に係る自己負担額(定率負担)	1,030 円

- *送迎サービスを利用される場合、片道 540 円のサービス料金が加わります。その 単価(全体額の1割=利用者負担)が自己負担額(片道 54円)に加算されます。
- * 欠席時対応加算(94 円) 急な欠席(3 営業日以降のキャンセル)の場合、一月に 4回まで加算されます。
- *家庭連携加算(1時間未満 187 円・1時間以上 280 円)月4回まで希望され、実施 した場合加算されます。
- * 訪問支援特別加算(1時間未満 187 円)(1時間以上 280 円)月2回まで希望され、 連続して5日間利用の無い場合に訪問し相談援助を実施した場合加算されます。
- * 利用者負担上限額管理加算(一月につき 150 円) 複数の事業所を利用され、利用者負担額合計額の管理を依頼され、行った場合加算されます。
- *食事の提供を希望されることもできますが、その場合全額自己負担となります。
- * サービス利用料金のご負担いただく金額については、市町村が発行する通所受給者証に記載された金額の範囲内の額といたします。

[サービス利用の取り消し(キャンセル)について]

* 利用者が、サービス利用を取り消し(キャンセル)する場合は、利用予定日の 3 日前 (3 営業日)までに当事業所までお申し出ください。

指定日までに申出のない場合、キャンセル料(欠席時対応加算の自己負担分)をいただきます。

	欠席時対応加算自己負担相当額(1回あたり)	94 円			
昼食注文時					
	キャンセル料(食費の実費相当額)1 食当たり(昼食)	555円			

〔営業日および営業時間(サービス提供時間)について〕

下記の営業時間帯のなかで、希望する時間を利用できます。

● 放課後等デイサービス

火曜日 15:00~19:00

土曜日 9:30~15:30

<利用者負担の減免について>

[利用者負担に関する月額上限]

区分	世帯の収入状況	1ヵ月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	O円
一般1	市町村民税課税世帯で、市町村民税所得 割が28万円未満を課税されている方	4,600円
一般2	上記以外	37,200 円

〔個別減免について〕

○ 1 ヵ月あたりのサービス利用にかかる「通所利用者負担額」については、利用者が属する世帯の収入・資産に応じて上表のとおり 4 区分の月額負担上限額が設定され、それ以上の負担は必要ありません。

(3)(1)以外のサービス ((1)は4から7頁に記載)

下記①のサービスについては、障害児通所給付費の給付対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、下記の記載に従いサービスを提供し、所定の料金をお支払い頂きます。

なお、この所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容ならびに変更する事由について、変更を行う2ヵ月前までにご説明します。

① 特別なサービスの提供とこれに伴う費用

種 類	内 容	金 額
昼 食	希望により昼食を提供します。	555円
調理実習等に要する材料代	活動する上で使用する材料費(クッキング等)。	実費相当額
おやつ	活動内容によりおやつの提供をします。	実費相当額
その他、利用者 からの依頼に基 づき提供するオ プショナルサービ スに要する費用	行事等に関する費用	実費相当額
複写物の交付	・領収書の発行はできません。	10円/1枚
各種証明書の発 行	・在園証明書等 ・領収書が必要な方には発行いたします。	100円/1部

(4) 利用料金・費用のお支払い方法

前記(2)、(3)の料金・費用は、1 ヵ月ごとに計算し、翌月10日までにご請求しますので、 翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ①利用者の指定金融機関の口座からの自動引落としとする方法
- ②直接事業所の窓口でお支払いただく方法(推奨) 集金袋をお渡しします。
- ③事業所指定の金融機関の口座に振込んでいただく方法

【指定金融機関】

振 込 先:香川銀行倉敷支店

口座名義:社会福祉法人ひまわりの会

ハートフルひまわり

管理者 加登 修一

口座番号:普通預金 3508105

※振り込み手数料は、ご負担いただきます。

6. 利用者が入院等された場合の対応について

当事業所をご利用の期間において、医療機関への入院の必要が生じ、3ヵ月以内の退院が 見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当事業所を再び優 先的に利用することはできません。

7. 非常時の対応

<事故発生時の対応>

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとと もに、必要な措置を講じます。また、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、 損害賠償を速やかに行います。

<非常時の対応>

別途定める「ひまわり教室消防計画」により、対応いたします。

<平常時の訓練>

別途定める「ひまわり教室消防計画」により、原則年2回以上避難·防災訓練を利用者の方も参加して実施します。

<防災組織>

- 自動火災通報装置·誘導灯·消火器·煙探知機
- <消防計画>

消防署への届出:毎年4月届出 防火責任者: 高田 圭太郎

8. 利用者の記録や情報の管理、開示について

事業者は、関係法令に基づいて、利用児の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに 応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

- * 当事業所における記録の項目は次のとおりです。
 - (1) サービスに係わる必要な事項の提供の記録
 - (2) 放課後等デイサービス計画

- (3) 利用児の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、条例で義務付けられた市町村への通知に係わる記録
- (4) やむを得ず身体拘束等を行った場合の状況や緊急やむを得ない理由などの記録
- (5) 利用児又は、利用者、その他の当該利用者の家族からの苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- ◆ 保存期間は、サービス提供完了日から5年間です。
- ◆ 閲覧・複写ができる窓口業務時間は、午前9:00~午後5:00です。

(窓口は、それぞれ利用されている事業所となります。)

9. 人権擁護及び虐待防止のための措置

(1)人権擁護および虐待防止

利用児の支援や援助、介助にあたる職員は、利用児に対し身体的または精神的虐待を行わないだけでなく、積極的に人権を擁護します。

(2)身体拘束

当事業所は、利用児の身体拘束を行いません。万一利用児または他の利用児、職員等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合には利用者の状況の説明と同意を受けた後、その条件と期間において身体拘束等を行うことができるものとします。なお、緊急やむを得ないことがあると予想される場合、あらかじめ「利用児の身体拘束に伴う申請書」に同意を受けることとします。

(3)個人情報保護

当事業所および職員は、利用児に対するサービスの提供にあたり、知り得た利用児に関する各種情報を外部に洩らしません。また他の事業者等に対して情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用児またはその家族の同意を得ます。

事業所は、その従業員が退職後、在職中に知り得た利用者に関する情報を洩らすことの無いよう、必要な措置を講じます。

10. なんでも相談の受付について

(1) 当事業所におけるなんでも相談(苦情・要望等)の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

〇苦情受付窓口(担当者) 受付日時:平日 9:00~17:00

氏 名 須藤 勝昭

〇苦情解決責任者 受付日時:平日 9:00~17:00

氏 名 塚本 直美

〇第三者委員

氏 名 平松 正臣 [所属] 関西福祉大学 教授 070-529-1336 ※平日18:00~20:00

氏 名 松尾 忠昭 [所属] 倉敷市社会福祉協議会 顧問 086-455-4488 ※平日19:00~21:00

氏 名 石原 昌子 [所属]法務省 人権擁護委員

◆なんでも相談受付ボックスを下駄箱上に設置していますのでご利用ください。

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

倉敷市障がい福祉課

電話番号: (086) 426-3305

所在地: 倉敷市西中新田640

岡山県運営適正化委員会 受付日時 平日9時から17時

電話番号: (086)226-9400(FAX兼用)

所在地:岡山市北区南方2-13-1

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館「きらめきプラザ」内

11. 虐待(権利侵害)相談受付について

(1) 当事業所における虐待の受付

当事業所における虐待のご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

〇虐待受付窓口(担当者) 受付時間 平日 9:00~17:00

氏 名 須藤 勝昭

連絡先 086-455-3503

○虐待防止責任者 受付時間 平日 9:00~17:00

氏 名 塚本 直美

連絡先 086-455-3503

○虐待防止委員会 委員長 受付時間 平日 9:00~17:00

氏 名 西江 嘉彰

連絡先 090-6082-6428

〇虐待防止外部委員

氏 名 平松 正臣 [所属] 関西福祉大学 教授

連絡先 070-5529-1336 ※平日 18:00~20:00

氏 名 松尾 忠昭 [所属] 倉敷市社会福祉協議会 顧問

連絡先 086-455-4488 ※平日 19:00~21:00

氏 名 石原 昌子 [所属] 法務省 人権擁護委員

連絡先 086-455-8646 ※平日 19:00~21:00

- ◆なんでも相談ボックスを、事業所玄関来客用下駄箱の上に設置しています。
- (2) 行政機関その他の虐待相談受付機関

倉敷市障がい福祉課

受付日時 月~金 8:30~17:15

電話番号:(086)426-3305

所在地:倉敷市西中新田640

倉敷市障害虐待防止相談窓口(相談支援センターひまわり)

受付日時 年中無休 24時間

電話番号: (086)446-1511

所在地: 倉敷市水島相生町16-6

12. 重要事項の説明確認

平成 年 月 日

指定放課後等デイサービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

	事業所名 障害	害福祉サービ∑	ス事業所ひまわり	り教室
説明者耶	戦名 :			
私は、本書面に基づいて事業者 所ひまわり教室が実施する放課後				
	者(保護者)> 住所:			
	氏名:		印	
	続柄:			
<利月	月児>			
	住所: ※保護者と同じ場合	・ は「同上」とこ		
	氏名:			